

議案第 5 5 号

江別市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

江別市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

江別市長 後 藤 好 人

江別市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

江別市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 5 9 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表の 7 の項中「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江別市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。